

北海道告示第10627号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

令和 3年 4月 21日

北海道知事 鈴木 直道

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者		登録有効期限
					名称	住所	
北海道第2483号	混合石灰肥料	57.0防散混合石灰質肥料B	アルカリ分 57.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	訓子府石灰工業株式会社	常呂郡訓子府町大町86番地	令和6年5月18日